

下市町立下市あきつ学園への通学基準について

令和3年4月1日制定

下市町教育委員会

1 前期課程児童の通学は、原則居住地からの徒歩とします。ただし、申出により、教育委員会が設定する各乗降所からスクールバスでの通学ができます。保護者の判断で徒歩通学も可能ですので事前に申し出てください。

2 後期課程生徒の通学は、原則居住地からの徒歩とします。

3 2の原則に関わらず、次の地域から通学する後期課程生徒は、一定の手続きの上で、ルールを守ることを条件に、希望により学校長が自転車通学を許可します。

・旧阿知賀小学校区、新住（都町を除く）、栃原、平原、旧下市南小学校（KITO）以南

4 2の原則に関わらず、次のいずれかの項目にあてはまる地域から通学する後期課程生徒は、一定の手続きの上で、希望により前期課程のスクールバスへの同乗を教育委員会が許可します。

- ・ 通学距離が4km以上の地域から通学する生徒
- ・ 4km未満であっても、高低差が激しい地域（栃原、平原、新住丸尾地区、小路、埴邑、広橋）から通学する生徒

5 4の条件にあてはまる地域においては、自転車通学かスクールバスへの同乗かを事前に選択して手続きしてください。自転車通学補助金支給の関係及びバスの運行に影響するので、両方を同時に選択することはできません。

6 広橋、丹生、栃原、平原の4地域においては、公共交通機関（奈良交通バス）を利用した通学も許可しますので事前に申し出てください。その場合、通学定期を補助する関係から、自転車通学やスクールバスによる通学はできません。ただし、校時の変更など路線バスまで1時間以上待つ場合は、事前に乗車希望を伝えることでスクールバスを利用することも認めます。

7 この基準は、令和7年4月1日より実施します。